

1 基本方針の策定について

【学校教育目標】 好きを増やし 社会とつながる

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そして、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない、見逃さない姿勢を明確にする。

また、特別支援学校として、障がい児（者）理解、共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進を行うことで、障がい児（者）理解の推進を行い、障がい児（者）に対するいじめの未然防止に取り組む。

☆いじめ問題の解決を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」（「いじめ対応チーム」など）を設ける。そのメンバーは複数の教職員、心理（SC）や福祉（SSW）等の専門的知識を有する者その他関係者とし、必要に応じて外部専門家を加える。（法22条関係）

☆特定の教員が抱え込まないように、いじめの事実があると疑われるときは、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告、情報を共有し指導体制を整える。

2 いじめへの対応について

(1) 未然防止

- ① 自己と他者への理解を深め、社会の中で自分らしく生きる手立てを習得させる。
- ② 行事・集会・授業等で異年齢児童生徒と活動し、相互にいたわり敬愛する関係を築く。
- ③ 交流及び共同学習等を通して、コミュニケーション能力を育成する。また、地域での関わりを深めると共に、他校児童生徒との相互理解に努める。

(2) 早期発見

- ① 休み時間はもとより、すべての指導、支援を通して子どもたちの様子に目を配る。
- ② 学級担任を中心に、教職員は、子どもたちの人間関係の把握に努める。
・職員会議、特別支援教育校内委員会、学部会、クラス会において児童生徒の情報交換を行う。
- ③ 連絡帳等を活用し、保護者との情報交換に努める。

④全保護者を対象とした日々の教育相談を実施する。

(3) 早期対応

①当事者双方と周りの子どもから、個々に聴き取り記録する。

②教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

・「いじめ対応マニュアル（兵庫県・三木市）」を活用する。

・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。

・教育委員会・関係機関との連絡調整を行い、指導体制、方針を決定する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

④学校と保護者が協力し指導する。

(4) ネット上のいじめへの対応

①ネット使用のルールについて伝える。

②保護者との連携を密にし、些細な気付きを尊重して現状の把握に努める。

☆「ネットいじめ」を防止するために、ネットモラル教育や保護者啓発を行うとともに、発生事案の対応にあたり保護者の協力を得る。(法 19 条等関係)

③場合によっては、警察やプロバイダーと連携して対応する。

(例) インターネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等、適切な措置をとります。

特に、SNS やオンラインゲーム等のいじめについては、契約者である保護者の協力が必要であり、児童生徒の端末データの確認や削除等、保護者と連携して対応にあたります。

(5) 体制と重大事態への対応

①いじめ防止対策委員会（校長・教頭・生活指導担当・特別支援コーディネーター・養護教諭）を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。なお、いじめの兆候が発見された場合は、学級担任・関係職員、必要に応じていじめ防止センターや外部専門家を含めて対応チームを結成する。

②いじめ防止の年間指導計画を策定する。

③重大事態とは以下の通りである。いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）。「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項より）

重大事態への対応としては、校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委

員会に報告する。校長のリーダーシップのもと学校が主体となって、事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。調査結果を教育委員会に報告し、必要な措置をとる。

(6) いじめの解消の状況とは、またどのように解消を確認するか

- ① いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し，面談等により確認する。
 - ・解消に至っていない段階では，被害児童生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」において，いじめが解消に至るまで、支援を継続する。
 - ・「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，当該いじめの被害及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する。

3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ防止対策委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ対応マニュアルの確認 ◇年間計画	職員会議 学部会 クラス会 特別支援教育校内委員会 家庭訪問 学部懇談会
5	集会（いじめ問題について）	職員会議 学部会 クラス会
6	集会（ネットトラブル防止教室） 居住地校交流 地域校交流 ペア学習 みきとく合宿	職員会議 学部会 クラス会
7	居住地校交流	職員会議 学部会 クラス会 学級懇談 個人懇談
8	職員研修（人権教育）	職員会議 学部会 クラス会
9	居住地校交流 ペア学習	職員会議 学部会 クラス会 特別支援教育校内委員会
10	みきとくフェスティバル	職員会議 学部会 クラス会
11	集会（性教育） 居住地校交流 地域校交流 花植え交流	職員会議 学部会 クラス会
12	居住地校交流 学習発表会	職員会議 学部会 クラス会 学校アンケート（保護者向け）
1	居住地校交流 地域校交流	職員会議 学部会 クラス会 特別支援教育校内委員会

2	ありがとう集会 居住地校交流 ペア学習	職員会議 学部会 クラス会 学校懇談会
3	いじめ防止対策委員会 ◇まとめと来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し	職員会議 学部会 クラス会 個人懇談

4 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解に関する取組

- ① 児童生徒集会や学級懇談会を通じて、各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明する。
- ② 自校ホームページに必ず掲載する（トップページに）。